

令和4年9月13日可決

自治体によるパートナーシップ制度の導入促進と同性間に限らない  
パートナーシップ制度（日本版PACS）の導入を求める意見書

衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 総務大臣  
法務大臣 } 各あて

本市では、性的マイノリティがその人権を尊重され、自己実現を目指して生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な社会の実現に向けて、平成30年7月に「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始し、令和4年8月1日から宣誓の対象者を子や親に拡大して、家族であると宣誓したことを公的に証明する「大阪市ファミリーシップ制度」を開始したところである。

大阪府内では、協定を結んでいる自治体間での転居の際には転出自治体への宣誓書の返還が不要となる自治体間連携も行われているが、全国のすべての自治体でパートナーシップ制度が導入されていないために、当事者にとっては不都合が生じている状況である。

また、現行憲法下における同性婚についての政府見解は、「同性婚の成立を認めることは想定されていない」となっており、民法や戸籍法で同性婚が認められていないために同性間の婚姻が受理できない状況となっている。しかしながら、多様なパートナーシップのあり方を社会的に認めていくことが求められている。

よって国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. すべての自治体でパートナーシップ制度が導入されるよう必要なサポートを行うこと
2. 民法等の法令を改正し、相続等の法的な利益が享受できるようなパートナーシップ制度（いわゆる日本版PACS）を導入すること
3. 現行の婚姻制度と同等の同性婚が認められるよう、戸籍制度のあり方について国民的な議論を促進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。